

# 高齢者虐待

筑波大学総合診療グループ

五十野博基

2018年3月15日



筑波大学  
*University of Tsukuba*

分野：その他  
テーマ：その他

# Case

80代女性

【病歴】体動時の胸痛で救急搬送となった。

【既往歴】通院歴なく、内服なし、

【生活歴】自宅で夫、息子と3人暮らし

【身体所見】痩せている、胸郭の圧迫で痛みあり、口腔内は不衛生で、仙骨部に大きな褥瘡を認め、下腿浮腫あり

【画像所見】肋骨骨折あり

治療計画：

入院で、骨折の疼痛管理、栄養評価、褥瘡の皮膚科コンサル、リハビリを行い、自宅へ退院だ。

本当にそれでいいのだろうか？

# Clinical Question

- これは高齢者虐待ではないのか？

# 高齢者虐待Elderly Abuse

- 6人に1人の高齢者が過去1年以内に何らかの虐待を経験している
- 高齢者虐待は深刻な身体傷害や長期的な心理的影響をもたらす
- 急速な高齢化と共に高齢者虐待は増加すると予想される

WHO Elderly Abuse概況報告書より

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs357/en/>

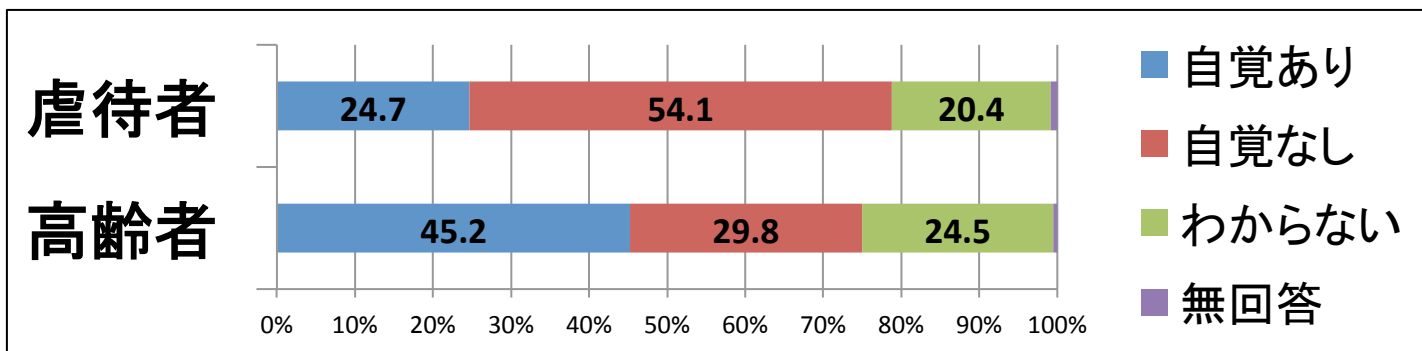
# 高齢者虐待とは

「高齢者虐待防止法」(H18施行)より**5種類**あり

身体的虐待、介護・世話の放任・放棄  
心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

さらに「養護者による虐待」と「養介護施設従事者による虐待」に分けられる

**虐待の自覚は問わず**、客観的にみて高齢者の権利が侵害されている事実があるかどうかで判断する



虐待の自覚は双方に無いことが多い

# 高齢者虐待とは：5種類

【身体的虐待】身体に外傷が生じ、生じうる暴力

【介護・世話の放棄・放任】衰弱させる著しい減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、**養護を著しく怠る**

【心理的虐待】著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など心理的外傷を与える言動を行う

【性的虐待】わいせつな行為をすること、させること

【経済的虐待】養護者や親族が財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

参考：厚生労働省 高齢者虐待防止の基本

「なぜこんな状態まで放っておいたんだ」と我々が思う病状は、高齢者虐待(放棄・放任)に該当するかもしれない  
虐待の自覚は問わず、医療機関を、介護を、受けさせない

# 高齢者虐待の捉え方

- 高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

参考:厚生労働省 高齢者虐待防止の基本

- 高齢者虐待防止法は、高齢者の尊厳の保持を理念にあげている

高齢者虐待防止法には罰則規定はない  
高齢者を保護し、養護者を支援することが重要



# 海外：Elder mistreatmentとは

高齢者虐待elder abuse、介護放棄neglect、経済的な搾取exploitationなどを指し、高齢者に対して責任ある立場にある者によって行われるものを指す。

maltreatment、abandonment、Self-neglect(自己放任)という単語も使われる。

定義は文献によって若干異なる。

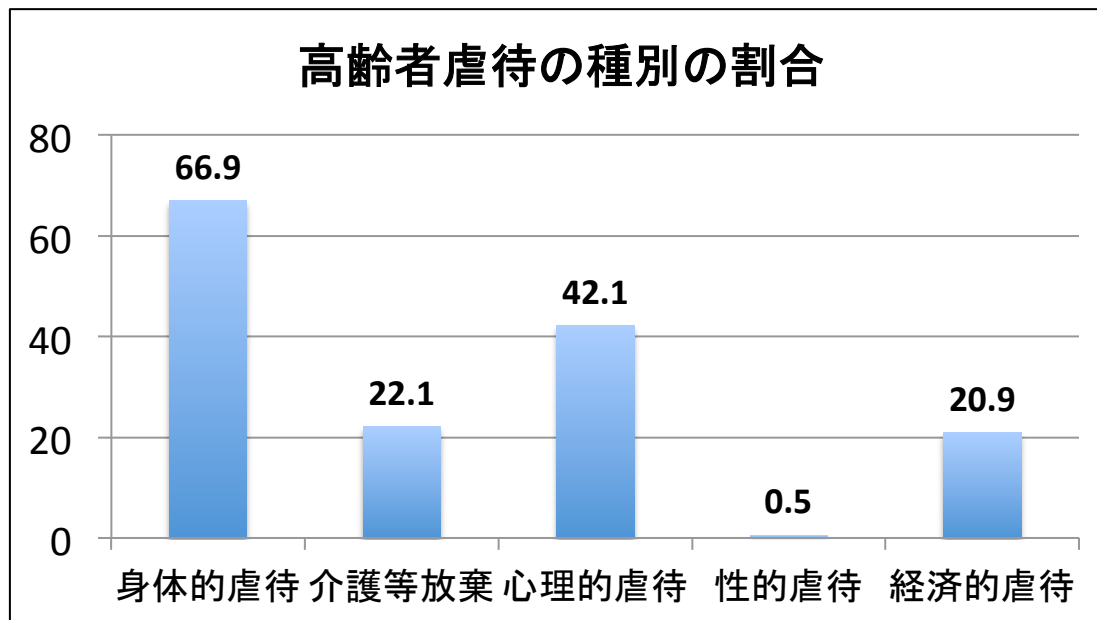
# 日本での発生件数

年間1万6000人の高齢者が、養護者により虐待を受けたとして、行政が対応している。

(対応件数であって実際にはもっと多いはず)

内訳は、身体的虐待が最多

\* 養護者とは、在宅で高齢者を養護、介護する家族、親族、同居人を指す



# 高齢者虐待は死亡率を増大させる

65歳以上2812名を9年間追跡。

虐待を受けた高齢者でOR3.1、self-neglectでOR1.7と、  
死亡率が高い(他の因子を調整済)

JAMA. 1998;280(5):428. PMID:9701077

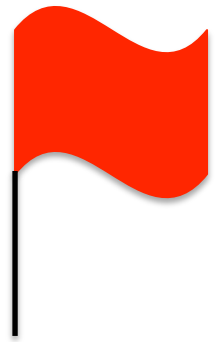
65歳以上9318名を7年間追跡。

虐待を受けた高齢者で総死亡はHR1.39、  
self-neglectでは1年以内死亡でHR5.8、1年以降でHR1.88と高い。  
認知機能や身体機能が保たれている群でも同じ結果

JAMA. 2009;302(5):517. PMID:19654386

- 高齢者虐待のリスク因子  
80歳以上、介護が必要、  
認知症、うつ病、  
大腿骨頸部骨折の既往、脳卒中の既往、  
社会的に孤立、貧困、External family stressors、  
養護者の特性に問題がある(精神疾患、依存症)、  
金銭管理ができない、不適切処方・過剰な処方、

- 虐待の徴候  
誘因不明の裂傷(擦過傷、熱傷、あざ)、特に体幹  
など非典型的な部位  
骨折、脆弱性骨折(椎体や大腿骨)ではない部位  
低栄養、脱水、  
褥瘡、局所の神経学的異常



# スクリーニング法は確立されていない

- 3つの質問でスクリーニング
    - Do you feel safe where you live?
      - あなたが住んでいるところを安全だと感じますか
    - Who prepares your meals?
      - 誰があなたの食事を用意してくれますか
    - Who handles your checkbook?
      - 誰があなたの小切手帳を管理していますか
- これを本人に答えてもらう

NEJM 1995;332(7):437. PMID:7632211

- その他にも、米国医師会(AMA)の提言や、複数のスクリーニングツールが提案されている。
- ただ、USPSTFは十分なエビデンスが無いとして、高齢者虐待のスクリーニングに関する推奨も反対も出していない。

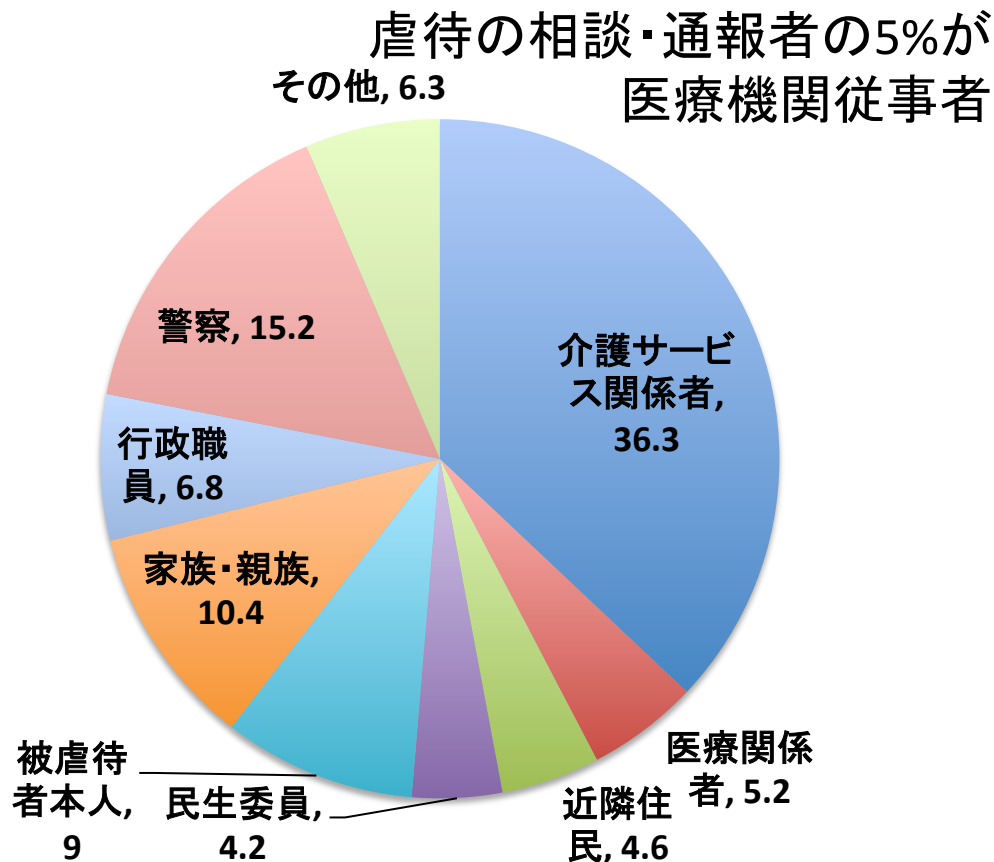
No recommendation. (Grade: I statement)

Ann Intern Med. 2013;158(6):478.

先ほどのリスク因子や徴候を念頭に、  
高齢者虐待を疑って、行政に相談する

# 我々には、高齢者虐待を早期発見する義務がある

高齢者虐待防止法  
第五条 養介護施設、**病院**、保健所  
その他高齢者の福祉に業務上関係  
のある団体及び養介護施設従事者  
等、**医師**、保健師、弁護士その他高  
齢者の福祉に職務上関係のある者  
は、**高齢者虐待を発見しやすい立場  
にあることを自覚し、高齢者虐待の  
早期発見に努めなければならない。**



参考:平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

被虐待高齢者は孤立する傾向にある。医療者との接触時は、虐待を認識し、適切な支援につなげる、極めて重要なチャンスである

NEJM 2015;373:1947-56.

# どこに相談・通報するのか

- 養護者による虐待は、市町村・地域包括支援センターが対応する
- もしくは、各県でホームページがあり

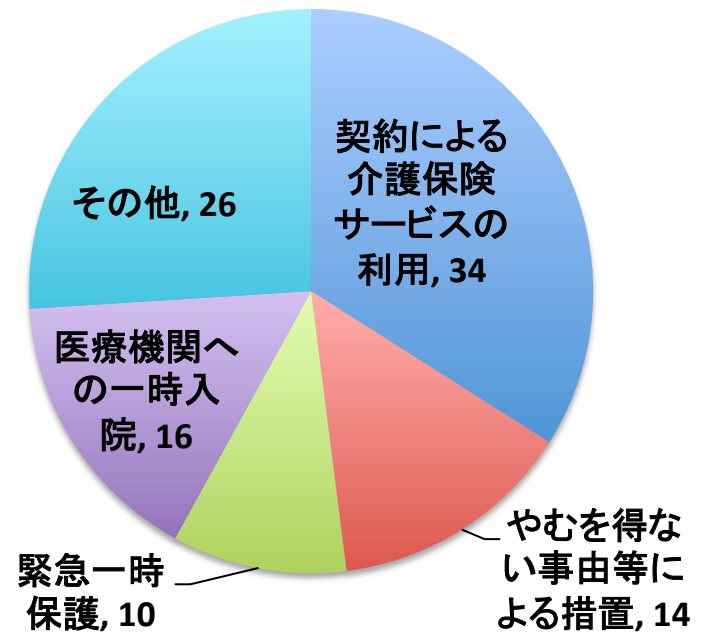
例えば茨城県の相談窓口など：

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/anzenansin/gyakutai.html>

# どんな対応がされるのか

3割で、被虐待高齢者の保護として、**虐待者からの分離**が行われた

内訳は→



それ以外の7割の対応は以下のとおり

分離していない事例の対応（経過観察を除く）	
養護者に対する助言・指導	52%
介護保険サービスのケアプラン見直し	26%
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	8%
被虐待高齢者が介護保険以外のサービスを利用	6%
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	3%
その他	16%

行政の対応事例集も参考になる。茨城県の資料を例示：  
<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/anzenansin/documents/06dai5syou.pdf>

参考：平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果  
やむを得ない事由による措置とは、[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/ninchi/taio\\_manual.files/07dai5syou.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/ninchi/taio_manual.files/07dai5syou.pdf)



# 本症例への対応

- 身体疾患の管理を適切に行った。
- 本人は、数年前に受診歴あり、その時点で既に重度の認知症がある事がわかった。介護申請はされていない。
- 夫には認知症、息子にはアルコール依存症があった。遠方に娘がいた。
- 本人・家族に自覚はないが、養護者による高齢者虐待「介護・世話の放棄・放任」に該当すると判断した。
- 骨折が「身体的虐待」によるものかは不明だった。

# 本症例への対応

- 地域包括支援センターに高齢者虐待の通報をし、今後の対応を入院中に相談した。
- 家族に介護力はなく、自宅生活は困難と判断された。入院中に介護申請を行い、養介護4を取得し、介護老人福祉施設へ退院となった。
- 夫の認知症をかかりつけ医と娘に情報提供し、娘には高齢福祉課に相談するようにすすめた。

# Take home message

- 高齢者虐待に、自覚の有無は問わない
- 虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、そして介護・世話の放任・放棄がある
- 放任・放棄には、加害行為がない
- 高齢者虐待を疑い、報告することが医療者に求められる
- 高齢者虐待に対応する事は、高齢者の権利と尊厳と護り、養護者(家族)を支援する事である